南北朝期祇園社における居住と住宅

はじめに

いえば、住宅は家内外の社会的関係の結節点であった。や家政の拠点であり、社会関係を構築し公示する場でもあった。一言で中世の住宅は単なる居住空間ではない。それは相続財産であり、執務

接に結びついていることを示している。
る送迎の義務を負っていることも、住宅の使用と主従関係の確認とが密機能する。家主のみが住宅を穢とする裁量を有し、従者が庭や門におけうして住宅は、社会関係を構築し、また内外にそれを公示する場としてており、主人と客人の関係に応じて出入口や居るべき場が変化する。こ責族住宅には表/奥やハレ向きなどの様々な空間的性格付けがなされ

家内部の支配関係は門前・周辺領域にも及ぶとされており、第宅周辺に宅規模や門の格式などは外見から家主の身分を公示する。また、貴族のこうした社会関係の公示機能は、住宅内部に留まるものではない。住

辻 浩 和

社会集団として機能するという。こうした随近・近辺・隣人などの関係は盗犯や放火などに対して一つのは門客や家人・従者が居住し、隣人との間で互いの家支配が交錯する。

るとして、 衆徒の諸活動を支える基盤となっていたことを明らかにした。西口順子 単位を師弟関係に基づく「房主―弟子・同宿」の人間結合に求めた。こ 態解明に多分の余地を残している。 を中心とする空間分析とは未だ有機的統合を見せていない。この点、 は、右に述べたような社会機能分析を中心として進展しており、 したことが論じられている。総じていえば寺社社会における住宅の研究 中心とするが、最近では禅宗の塔頭についても聖と俗の接点として機能 房主が貴種であれば当然貴族社会における家と共通した要素を含んでく 指摘している。土谷恵氏は、僧房が世俗社会における家に該当するため、 院社会の外縁に僧の近親女性が住み込んで僧の衣食を助けていたことを 氏もまた、 要素を含みこんでいることを指摘し、僧房が妻子や俗人を抱え込みつつ れに対し、辻博之氏は「房主―弟子・同宿」結合が実態としては血縁的 をめぐる研究が進められている。まず黒田氏は、中世寺院大衆の基礎的 一方、寺社の場合には、黒田俊雄氏の寺社勢力論を受けて僧房 「僧の家」を寺院組織の基礎単位とみなし、寺辺・里房など寺 両者における家政機関の類似を指摘した。 以上は顕密寺院を 建築史 ・里房

そこで本稿では、「社家記録」が日常生活に関して豊富な記録を残して

顕詮がどのような社会関係を構築していたのかについて見ていく。する。第二章では住宅内の施設について、第三章では住宅内外においてと呼ばれる祇園社執行顕詮が、どのような住宅に住んでいたのかを概観的な調査を試みたい。第一章では、山門支配下で神祇に関わり「社家」いる点に鑑み、南北朝期祇園社における居住と住宅の問題について基礎

第一章 顕詮の居住の概要

実態とその性格について概観したい。 顕詮は二つの第宅を所有し使い分けている。本章ではそれぞれの使用

第一節 桐房

「社家記録」は康永二年(二三四三)七月以降が現存していると思われる。

見されて第が三○日穢となり、顕詮は移動を余儀なくされた。結論がまだ出ていない八月一五日、四条坊門の屋上に白骨化した首が発という話が持ち上がり、顕詮は暦博士に日時を問い合わせている。その八月五日、理由は不明だが、突如として「桐房ニ造作シテ可□移住□」

史料一】康永二年八月一五日~一七日条

十五日、参社了。行;[桐房]。茶十種。

 \equiv

レ為||卅ヶ日穢 | 之間、俄丑刻渡 ||白川桐房 | 了。具足 / 各別棟下へ取渡テー、此宿所 | 屋屋上 "白骨 "在」之。東讃州下人見付、則取棄了。可一、此宿所 | 屋屋上 "白骨 "在」之。東讃州下人見付、則取棄了。可

十六日、具足今日渡之間、西隣取,出之,。(中略)先置」之。彼屋下二注連引」之。

十七日、厩作 \ 之^{兩賜}。

以下年月日のみの記載は全て「社家記録」に拠るものとする。

度大路桐房」と同一の第宅とみなす方が妥当に思える。 で(『京都市の地名』)、普通に考えれば、祇園社南大門を始発として南ので(『京都市の地名』)、普通に考えれば、祇園社南大門を始発として南ので(『京都市の地名』)、普通に考えれば、祇園社南大門を始発として南のを動先は「白川州房」とされているが、この点については一考を要

【史料二】貞和六年(一三五〇)二月一九日条

十九日、戌刻、妙浄自,,白川,移,,四条坊門

【史料三】同月二五日・二六日条

廿五日、一、行;;白川;花見了。夜陰帰;;坊門;了。

安保同道花見了。於,,桐房,一献沙汰了。

【史料四】観応元年(一三五〇)四月二八日条

廿六日、

去夜妙浄已大事之由告申之間、自;桐房;卯刻行;坊門;。聊取延

(中略)

一、未刻為;;参社;帰;;白川;。酉刻又行;;坊門;。(後略)

は見当たらない。したがって「白川」は「桐房」を指している可能性がこの時期桐房に居住しており(正月一七・二四日条)、移住を示唆する記事病記事からは、妙浄が顕詮と同居していたことがわかる。そして顕詮はにわたって四条坊門で闘病生活を続けることになる。【史料二】直前の看妙浄は顕詮の妻ないし姉妹と見られる女性だが、【史料二】以降数カ月

条以北、 う。白川=桐房が百度大路にあったからこそ参社のために白川に帰る必 要があるのである。 第から危急の知らせが来たため、 高い。【史料三】でも、花見を行った場所として「白川」と「桐房」 と同様の行動が記されている点もこれを傍証する。以上より、筆者は「白 している。ここで 一の位相に置かれている。 性を指し示す。重要なのは「為;|参社;」の部分であり、仮に白川が三 〈桐房〉」は「百度大路桐房」の異称であると考える。 聊か落ち着いたので参社のため「白川」に「帰」ったことを示 岡崎辺りを指すのであれば「参社」のための利便性は低いだろ 帰 翌二九日条に「予行:|桐房|、参社。 が使われていることは、「桐房」と「白川」 特に注目されるのは【史料四】で、 顕詮が 「桐房」から「坊門」に向かっ 酉刻帰 四条坊門 が 同

二日には回復した妙浄が「参社之後、来」 二七日以降顕詮は二一日間の参籠を行うが、途中「百度大路」に出て沐 特に移住を示す記事がないため、 に当って他にどのような施設が造作されたのかは明らかでない。 て矛盾はない 房で顕詮と同居を始める。 る日々が続くが、 なくとも康永二年の間は基本的に桐房に住んでいたことが確認できる。 ると、参籠以前に百度大路桐房に住んでいた可能性が高い。その後、 浴しており、 日にはもう「桐房南地」に厩の造作が開始されている(【史料一】)。 貞和六(観応元)年の上半期は、 桐房の造作計画はこの事件によって急進するらしく、八月一七 また結願直後に「又住百度大路」とされていることからす 居住の基軸はあくまで桐房に置かれている。 下半期には時々坊門に「行」くとある程度で、 、妙浄の看病のため坊門と桐房を往復す 引き続いて桐房に居住していると考え ||此房|| とあり、 妙浄は再び桐 同年七月 八月

よって居住に変化が見られるか否かが注目されるが、結論から言えば正顕詮は正平六年(一三五一)一二月二四日に執行に補される。これに

て桐房に居住した可能性が高い。 社家、行」之。(中略)於、持仏堂 響」行」之」などの記述から、年間を通しなく、四月四日条「於、此房中、」、一一月九日条「別当吉書、今夜 塚於、なく、四月四日条「於、此房中、」、一一月九日条「別当吉書、今夜 塚於」なく、四月四日条「於、此房中、」、一月九日条「別当吉書、今夜 塚於、 四月四日条「於、此房中、」、一月九日条「別当古書、今夜 塚が、 四月四日条「於、此房中、」、一方、の記述から、年間を通して桐房に居住した可能性が高い。

新行職を離れた貞治四年(一三六五)段階でも、祇園社鳥居造営の際に大工が「此房」に挨拶に来ていることから顕詮は鳥居付近の桐房に居住していた可能性が高く(『三鳥居建立記』貞治四年四月二七日条)、応安四年している。このように顕詮は康永二年以降一貫して桐房に居住している。 にったる。このように顕詮は康永二年以降一貫して桐房に居住している。 い百度大路石塔西頬諸職戸土門矢倉内也」とあるのも、やはり桐房に居住大工が「此房」に挨拶に来ていることから顕詮は鳥居付近の桐房に居住、一三七一)九月二六日には、有馬温泉から「百度大路留守」に言付けをいる。 「一三七一)九月二六日には、有馬温泉から「百度大路留守」に言付けをいる。 「一三七一)九月二六日には、有馬温泉から「百度大路留守」に言付けをいる。 「一三七一)九月二六日には、有馬温泉から「百度大路留守」に言付けをいる。 「一三七一)九月二六日には、有馬温泉から「百度大路留守」に言付けをいる。

ることが明らかである。ここで注目したいのは、次の史料である。平七年一一月九日条「於_|持仏堂棡房 | 行」之」の記述から持仏堂に由来すさて、百度大路の第宅が「桐房」と呼ばれているのは、右に挙げた正

【史料五】康永二年一〇月二日条

日ハ三法方ヨリ焼」之。一、自二今日「薬湯始」之。三木ヤンバャ゙ド、一草ック。房主三法同始」之。今

あるのはこのためで、康永二年九月九日条「秋八十四、岐八十一、仙る人物である。「桐房」が第宅ではなく房主三川法眼のことを指す場合が詮の門弟筆頭であり(正平七年一○月七日条・正平七年一一月九日条等)、顕とあることから、桐房の房主は三川法眼顕聖(三法)であることが知られたあることから、桐房の房主は三川法眼顕聖(三法)であることが知られて頼房」において薬湯に浴することを始めたという記事だが、「房主≒」

は明らかに人を指す用例である(傍点は筆者による)。八十、宰七十九・・・桐三反ト、種ッ゙、」、観応元年九月六日条「桐嶌嶌」な

例®る 想定する必要があるだろう。 る桐房に住んでいたと考えられる。 和六年正月二日条・正平七年七月一日条など)、基本的には顕聖は自坊であ ること(七月二一日条)も、「百度大路」に住む人物の存在をうかがわせ は祇園社に近い桐房を指していると思われる。仁和寺の小輔僧都が顕詮 は少なくとも三○年余りの長期に亘って桐房をメインの住居とし続けて 条)などは、 る前の康永二年七月二 桐房がもともと顕聖の住房であったことは、 ない 要求された書類をすぐに三法に書かせている例 顕詮の移住後、顕聖が顕詮と別の場所にいたらしき場合もあるが また顕詮が急な出費を工面するために妙浄・三法に借用している 顕詮と顕聖との間には、 酒出」之」とあり、参社のついでに寄っていることから「三法許 「百度大路」 同居を想定した方が理解しやすい。先に述べた通り、 一四日条からうかがえる。 一に一宿し、宰相房に同道されて四条坊門に来てい それを可能にするだけの強い人間関係を 来客に三法 同条には「参社。了行 顕詮が桐房に移住してく (房主) (正平七年七月 が酒を出してい 一七日 顕詮 (貞

われている。 中祝・部 の儀式会場 年一一月一日条・二二日条) 平七年四月四日条)、 などに用 桐房は参社のために便宜の良い場所であり、 一八日には 康永二年 屋事 いられる。 (正平七年一一月九日条)としても機能した。 「越前法橋良詮」 方で、 一月二二日には稚児の出家が行われている。 節供下行などによって 山門僧の宿泊受入の場になるほか、また、社家の住房として、接客や交 もともと僧房であるため、 など恒例神事の経営拠点、 のために四十九日仏事が執り行われた。は稚児の出家が行われている。応安四年七 「坊中」の結束を固める儀式も行 接客や交渉、 参籠時の一 仏事の場となる事があ また別当吉書など 仏名神事 正月の参賀・坊 一時退出 社僧評定 (観応元 日や沐浴 定

第二節 四条坊門第

 \equiv

左衛門 見える。 門ノ北向」(康永二年一二月三〇日条)に寄宿する。貞和六年正月 となり、 と答えているので、 に貸し出していたらしい。 仕え、子孫は幕府奉行人をつとめた している。 貸し出しの記録はないが、 から七月二日までは前述したように妙浄の療養所として利用されたため 年四月九日条には足利義満に供奉する帯刀として 洛と指し合うとして断っている。 は高丹州 し出されており、康永二年一二月七日から翌年七日までは藤田五郎が「坊 Ш が四条坊門に行って沐浴・一宿しているので、 水から四条坊門に移住してきた。 後どうなったのか不明だが、 詮老母が引き続き四条坊門に住んでいたことがわかる。この老母がその の礼状が届いているので、 が見える。 H 桐房に移住する。 口母子に貸されていたことになろう。 には山口弾正左衛門の母が 前節で述べたように、 から借用の申し出があり、 同族の可能性があろう (田中誠氏のご教示による)。 一一月二四日以前に四条坊門を離れる。 (高師詮)から四条坊門の貸し出しを依頼されたが「横 諏訪神左衛門は神氏小坂氏の諏訪頼貞 同年一〇月七日に山口から「坊門宿所」を貸してくれたこと その後ほどなく、 顕詮が桐房に移り山口の母が移住してきた後も、 康永二年八月の触穢以降、 八月二〇日になると上洛したばかりの 但し、礼状に対して「奥」、老母居住之間 顕詮は空き家になった四条坊門第を山 一〇月二三日には山口弾正左衛門自身も清 「四条坊門宿所」に移り住んだという記事 横地は不明だが、 山口はその後すぐに東国下向すること 九月二日 触穢期間も明けきらない同年九月八 (小林計一郎 以後も四条坊門第は度々人に貸 諏訪の越中下向まで貸し出 四条坊門第は約二ヶ月間 「諏訪氏と神党」(『信濃中 一一月一八日には顕詮 (円忠) 「横地左京亮」 『花営三代記』 顕詮は四条坊門 で、足利尊氏に 観応元年二月 地」の上 応安三)諏訪神 の名が \Box 翼治_ 日に の母 顕

思われる。

行人諏訪氏の基礎的考察」(『長野県立歴史館研究紀要』一一、二〇〇五) 一九八二(初出一九六七))および村石正行「室町幕府奉

にあった可能性が高いといえよう。顕詮は洛中の武家・公家を歴訪する 住区域が想定されるという。したがって顕詮の四条坊門第も、 直義第を核として、下京一帯、とりわけ京極通り付近に武士の中心的居 借住している。田坂泰之氏に拠れば、尊氏将軍期においてはこれら尊氏: 高倉に移るものの、三条坊門高倉南の足利直義三条坊門第に足利義詮が 住している。 られる人物が多い。 田に第宅を貸した康永二年には三条坊門高倉北の等持寺に足利尊氏が居 このように、四条坊門第を借り受けているのは武士や幕府関係者と見 しばしば四条坊門第に宿泊するが、基本的に居住はしない。その点 顕詮宅は幕府への出仕に便利な場所にあったと見られる。 在京武士たちが便宜を見出したものと推定される。 横地・諏訪に貸した貞和六〜観応元年には、尊氏が土御門 四条坊門第の東西位置がわからないため確証はない 洛中東部 山口・藤

行宅に強盗が入ったことを受けて文書を避難させたものであろうか。 計一六合、「大カラビツ」が一合遣わされている。一一月三日に大門の執 その他、四条坊門第では茶葉の調製が行われており(観応元年三月一七 観応元年一一月一七日・二○日には桐房から坊門へ「文書杉櫃」が 合

日・二三日条)、また忌年仏事が行われることもあった (同年三月二六日

事に多く関わる実務統括者としての執行の立場が反映されているように 二八日円智一三年仏事)。 しての顕詮個人の立場が、 社に仕える顕詮が京中に第宅を保持し続けていた点には、 このように、四条坊門第はサブの第宅として様々な便宜に供されてい 康永二年以降メインの第宅となる事はなかったが、それでも、 加えて正平六年末以降は武家・公家との交渉 武家の御師と 祇園

南北朝期祇園社における居住と住宅

所 第は接客・対面にも用いられるが、今出川殿が来たときには 表記されること(康永二年七月二二日条「就」悪口 | 」ことを理由に参社しており、あまり貴人向けの第宅ではなかったこ なお桐房が「此房」と表記されるのに対して四条坊門第は「家中」と (同年八月一一日条)などを付言しておく。 |家中騒動了」)、四条坊門 「無…御坐

第二章 顕詮第の空間 成

と

本章では、 二つの第宅のより詳しい内部構成を探ってみたい。

第 節 桐 房

中核施設

桐房の中核となるのは、持仏堂と客殿であった。

【史料六】正平七年一一月九日条

行」之。則奉;;;安;;置于同所 別当吉書、今夜成熟於二社家一行」之。印鎰奉」入」之。 Ţ (中略) 於山持仏堂#

、公文座酒肴事、於,,吉書,者、 於,,客殿,行」之。(後略) 於川持仏堂一雖」行」之、 至, 于盃酌

沙・地蔵の修理が行われており、 持仏堂の本尊は不明だが、応安五年一二月五日・九日には不動 持仏堂と関連する可能性がある。 小毘

立建物として描かれており、 可能性が高い。 お、上葺の材料として榑が用意されているので、 葺を沙汰しているので、 応安五年一一月一八日条・二四日条では番匠二人が「南向客殿」 客殿は天龍寺塔頭妙智院や相国寺塔頭普広院などでは独 客殿は南側の空間にあったものと思われる。 桐房でも同様と見られる。 杮葺きあるいは板葺の の上 な

家政に関わる建物群

次に家政に関わる建物について検討を加える。

南地」 用依頼を受けて貸し出している。 二、三疋程度を収容できる規模があったとみられる。顕詮の馬は客人の送 迎に用いられるほか(康永二年九月二日条、観応元年四月二八日条)、度々借 的には一疋の馬を飼っていたものと考えられるが、これに加えて神馬と 借用している(一○月四日・八日・一○日・一一日条)。このように、 日には鹿毛の馬が北坂山城房で治療中に死んだため、顕詮は他人の馬を 乗物が無くなり西大路月次会に参加できなくなっている。 馬の血を取る(瀉血する)ために乗馬を北坂山城坊のもとに遣わした結果 にそれまで飼っていた鹿毛馬を売却している。観応元年六月二一日には、 も厩を設けていた。 うした例は見られなかった。 つとして組織化され、 れることがあった。 して奉納された馬の一部が顕詮の厩で管理され、短期間で博労に売却さ 一五日には「西副」に立て直している。あまり規模の大きな厩ではなかっ |詮は応安五年の初め頃までは出行に馬を用いることが多く、 ® (敷地外の隣接地か) に厩を作っており (【史料1】)、観応元年一一月 康永二年一二月には梶原甲斐守から河原毛の馬を買った直後 まず桐房移住直後の康永二年八月一七日には 客人の馬を繋ぐスペースも必要となるので、 家人統制のための拘禁場所ともなっているが、 なお、貴族住宅では厩が家政機関の一 同年九月二四 厩には 桐房に 「桐房 そ

ているので、こうした牛の収容施設があったはずである。貞和六年正月牛小屋や車寄せについての記述はないが、顕詮は度々懸牛を貸し出し

師に借用しているので、牛と牛飼のみを持っていたことになろうか。一三日条では車・牛・牛飼をセットで貸し出している。但し車は増智律

いに及ぶ有機的な空間使用を示す可能性があるといえよう。 としての性格が見いだせるのであれば、桐房から百度大路を挟んだ向 施設であったことが推測される。仮にこの「土倉」に社家の私的収 だ、社家の神供所と書かれているからには、 位置はこれと異なっており、 は神殿の北東に所在するが(『祇園社絵図』)、 所」とされている点である

(正平七年三月一四日条)。 見出せなかった。一点気になるのは、「百度大路東頬土倉」 た。これらの収納場所が問題となるが、収納施設をうかがわせる記述は 一章第二節で述べたように、顕詮は桐房に多量の文書櫃を有してい 両者の関係についてはよくわからない。た 右にいう「社家神供所」の 顕詮の権限がより強く及ぶ 祇園社の 一神供 社家神供

ば坊人統制との関わりも確認できない。
このように、家政に関わる建物の実態は不明な点が多く、台所を除け

(三) その他の施設

には、 の来訪に対しては「可」得」、其意」、之由返答了。 の玄関があったはずである。 る場所とは離れた所で、 しないまま伝言を伝えさせている。これらの事例では、 させている。 では、闘茶中の来客に対して顕詮が居留守をつかい「他行之由」を返答 「神」に問答をさせている。 以下では、 まず、アプローチの存在について考えてみたい。 客人が案内を請い、 その他の住宅内施設について気が付いた点を列挙する。 応安五年九月九日にも同様に 客人への応対がなされている。 それに対して家人が応対・取次ぎを行うため また観応元年年一一月四日条丹後都維那 「留守之由」を返答した上で 不言対面 観応元年七月五日· 」」とあり、 顕詮が実際にい したがって房内

なお、顕詮留守中における文書の受け取りや伝言も、こうした空間で

役の判断で金銭の調達と受け渡しが行われた可能性が高い。 御教書が届いたため、 り、例えば正平七年一一月三日には、使者に進物を付すようにとの貫首 とみられる。ただし、 かりを行っていた。 と見られる。これら留守役は、基本的には用件の聴取と伝言・文書の預 行われていたと考えられる。 た事書の内容を顕詮が把握しているので、留守役が事書を預かったもの 房が供米について申置いており、彼は同二四日にも留守中に訪ねてきた を留守に置いて出かけているため、他行の際には留守役を指定していた 入道を、応安四年九月二八日からの有馬下向に際しては北坂・民部など 詮祐が問答したという。正平七年五月二八日には留守中に到来し 観応元年八月五日条では他行の間にやってきた了種 取り急ぎ三貫を沙汰したという。この場合は留守 留守役が単なる取次以上の動きを見せる場合もあ 顕詮は観応元年六月二日条には尭阿と左近

つじ たと見られる 七月二六日条·八月九日条)、 「泉間石舟居」之」とあるので複数の泉があり(同年七月二二日条)、 (応安五年九月一三日条)、松(同年一〇月一一日条)などが植わってい や「北ノ橋」ががかかっていた (同年一〇月一一日条)。 橋は石橋だっ 又石少々立;;置之;」とあるので、庭は砂敷きで景石が建てられて (応安五年八月一八日条)、「南向砂壇」に銀杏が植えられていた 桐房には (同年九月一日条)。 「庭」があった(観応元年七月一四日条)。「南庭新砂 他に菊 かなり本格的な庭と言えよう。 (康永二年一○月二九日条)、月桂樹やつ (同年 敷

その他の施設として独立の屋根を持つ「隔殿」(観応元年一一月三日条)はなかったらしく、しばしば執行や霊山などの風呂を借りに行っている。しば桐房で沐浴が行われていることとも関連するが、もともと桐房にあったは桐房で沐浴が行われていることとも関連するが、もともと桐房にあったと料五】に薬湯を焼くとあるが、これは薬湯に「浴」したことを意味

切られている。(応安五年一二月七日条)という記述から、室内は障子などの障壁具で間仕条)とあるように、房内は中垣によって区切られていた。「中局戸障子」などがある。なお、「東向モガリ退」之、石舟居」之」(応安五年七月二二日

が、「社家記録」の用例では「奥」に近い意味で使っていると思われる。通常古記録の用例では妻か、あるいは特定施設の内側を指すことが多い空間的性質を示す語として、「内方」の用例が注目される。この語は、

第二節 四条坊門第

根房と比べ、四条坊門の細部についてはわからない点が多い。ただ、個房と比べ、四条坊門の細部についてはわからない点が多い。ただ、四条坊門の細部についてはわからない点が多い。ただ、四条坊門の細部についてはわからない点が多い。ただ、をかったかのいずれかによるものだろう。

において飼われていた可能性が高い。同月一三日に見えるのみなので、一○日余りの間、この馬は四条坊門第倉栖のもとから贈られたヒバリ毛の馬を売却している。倉栖との対面は第内には、まず厩の存在が推定される。康永二年七月二四日、顕詮は

性がある。即ち康永二年一二月三○日条には、認識が存在した。このうち「北向」は、坊人統制に用いられていた可能ノ障子」(同一二日条)等の記述から、内部には「西向」「北向」等の空間次に、「西向日蔽」「西向ノ日蔽」(康永二年七月八・九日条)・「北向ノ隔

【史料七】

專当·宮仕朝拝在所無之上、依,「丹州動乱」計会之間、一、今年歳末米下行分、 (後略 米六斗 へ略

係は不明とせざるを得ない。 には一二月段階で藤田五郎が寄宿しているため、「奥」と「北向」との関 第に「表」「奥」の空間認識が存在したことが判明する。 老母が居住し続け、 からないが、八月の移住から日が浅いことを考えると、 に桐房に移ったこの段階で、 が本来坊人の元日朝拝に用いられていたことを意味している。 当・宮仕朝拝在所無」に接続すると思われ、この記事は「坊門ノ北向. とある。 の居住空間は おいて「坊門ノ北向」と桐房の「台所」が果たす機能は共通している。 なお、第一章第二節で述べたように、 が未成立だった可能性も想定されよう。少なくとも、元日参賀に 傍書の「藤田五郎寄┐宿坊門ノ北向ニ」候之間、」は、文脈上 「奥」(康永二年一〇月七日条)と表現されており、四条坊門 一時期山口弾正母子と同居していたとみられる。そ なぜ四条坊門第が用いられるのかはよくわ 顕詮の移住後も四条坊門第には 前述した桐房の ただ、 顕詮が既 「北向 「専

第内外の社会関係

る 隣とどのような関係が結ばれていたのかについて気が付いた点を列挙す 本章では、 第内にどのような人々が居住していたの か、 また第宅の近

第 節 桐房

家族 同 宿 門弟など

妙浄

坊門第に老母を残したまま顕詮と共に桐房に移る点、 成した際にも関与している(観応元年四月五日条)。 えると、妻の可能性が高いだろう。顕詮は妙浄が病死に備えて譲状を作 して妙浄からも引出物を出している点 のことから、 病気で別居を余儀なくされた際には顕詮が足繁く看病に通っている。こ 章第一 妙浄は恐らく顕詮の妻ないし独身姉妹と考えられる。 節で既に述べた通り、 妙浄は顕詮と同居しており、 (貞和六年正月二日条)などを踏ま 顕詮への来客に対 四

三六

いたものと思われる。 れていることから、 夢のことについて円覚が召請されている。こうした日常的な様子が書か 動向に不明な点が多い。 妙浄は本復後、再び桐房に移ってくる。 妙浄と顕詮はこの時期に至るまで基本的に同居して ただ、応安五年一〇月一七日には、 その後は所見が減少するため、 妙浄が見た

顕深

縁が含まれるとした辻博之氏の研究を踏まえるならば、 弟の可能性が高いといえよう。 が、裏文書一〇三の顕詮書状には 顕詮の息子とされる人物に顕深がいる。 「同宿顕深律師」とあり、 顕深は後に執行になる人物だ 確かに顕深は真 同宿」に俗

深に関して「行」「来」等の記載が見られないのもそのためだろう。 いるため、この時点では顕詮と同居していたものとみられる。 元年一一月一八日には医師良阿が桐房に「来」て顕深の風気を治療して 顕深がどこに住んでいたのかはよくわからない点が多いのだが、 頃顕

顕詮が 明とせざるを得ない。応安五年時点の居住地は詳らかにし得ないものの その後顕深は百度大路に移り住んだと思われる。 ことが知られるが、 方、顕深が執行として所見する応安五年(一三七二)八月一日条には、 「行;」執行僧都許 別居が執行職補任に伴うものであったかどうかは不 | 談合 | とあり、この頃には両者が別居していた 即ち顕深は、 永和元年

書」などを所持していることから、おそらく永和年間に橋詰堂北の辺り同地の文書と併せて「明一御房地戌亥角地券」「戌亥角地藤井方沽却文 西頬鸞巣地」を譲られており、永和三年六月二六日作成の目録によれば、(一三七五)一二月一五日に四条道場時衆明一房から「祇園百度大路石塔 を成していたといえるのではなかろうか。 面から注目される。 度大路の地に新たに土地を得ている点は、「家」の要件である家地取得の とを示している。 の土地を集積していたものと考えられる。一方、桐房に関する地券は目 宝寿院号が定着するとされているが、右の如き家地の取得がその 録に見えない。以上の事実は、顕深が桐房を受け継いだわけではないこ 門弟の僧房を使っていた父顕詮とは異なり、 顕深の代、 特に至徳年間(一三八四~八七) 「祇園百度大路石塔 以後には 顕深が百 一前提

門弟など

弟や坊人などの第宅内居住については殆ど確認されない。居していたと見られることは第一章第一節に前述した。ただし、他の門厨詮の門弟である三川法眼顕聖が、桐房房主として基本的に顕詮と同

二)中間・下部・女房・下女など

的に第内の 放された五郎は が問題となるが、 に起請文を提出させたとの記事があり、 三日条には、千代王の白小袖が「中間部屋」において紛失したため面々 その数は二人ほどであったことが知られる。さて応安五年一〇月二日 たことがわかる。 顕詮は中間を使役しており、観応元年七月七日節供の記事によれば っていたとは考え難い。 「中間五郎男」 「中間部屋」 「ゐ中」へ下っているため、近くに自らの宿所を持って その点に関しては同年一一月九日条から判明する。 本稿の関心からは、 が病気になり、 に居住していたものと思われる。 したがって五郎をはじめとする中間は、 「病者無用之間」追放された事例で、追 中間が通いなのか住み込みなの 中間は 「部屋」を与えられてい 即 か

房内には家族以外の女性が多く存在したようである。

霊山風呂、自」是焼」之。女性等入(応安四年七月三○日条)

霊山風呂、自」是焼」之。・・・女房達同入、「風呂」

石原女房達・下女等ニ給」之(応安五年一一月一六日条)(応安五年八月三〇日条)

衣物、

房に近い性格を有したと考えられよう。たものと推定される。僧房内に女子が常駐していることから、桐房は里なされていたことが判明する。彼女たちは妙浄などの女性家族に奉仕し右の記述からは、房内に複数の女性がおり、女房・下女などの階層化が

一) 隣人関係

とされており、康永年間の頃全ドセニュー・立れたことがわかっている。祇園社社僧の門閥化は顕詮の頃から始まるされたことがわかっている。祇園社社僧の門閥化は顕詮の頃から始まる。 九月二九日、「北隣百度大路賴寂屋、 ていた可能性もあわせて考慮に入れておきたい いのではなかろうか。中世前期には、内裏・院御所や有力貴族の第宅周 考慮すると、顕詮の移住に伴って近隣に付属施設が作られた可能性が高 住直後の八月一七日に「桐房南地」の厩が作られている点(【史料二】) まれない。ただ、顕詮が百度大路桐房に移って一月余り経った康永二年 隣に及んでいた可能性を指摘したが、それを実際に裏付ける史料には恵 第二章第一節で「百度大路東頬土倉」に言及し、 たのかは不明とせざるを得ないものの、 今日壊」之渡 「北隣 |他所| 」との記述がある。 に門弟・坊人が住まっ 桐房の社会関係 が近

二節 四条坊門第

二三日条・二月一〇日条)、 ちが相互に放火・強盗などの異常を発見し、報せ合っているからである。なかろう。『小右記』の事例であるが、小野宮第の近辺では隣家の家人た 門讃州」と「讃岐」という二人の人物が所見するが んでいたことも明白である。 顕詮の進物料足に宛てるためこれを貸し出すなど (正平七年正月二二日条 味している可能性が高いと思われ、「坊門讃州」と一致すると見て間違い 常に気付いたという点からは、「東讃州」が四条坊門の東に住む讃州を意 両者の書き分けは厳密になされていない。ただ、下人が四条坊門第の異 は顕詮が請書を讃州のもとに「書遣」わしており、 詮の花見に同道し 東讃州下人」が白骨を見付けたことになっている。「社家記録」には「坊 近隣との関係としては、 [条坊門には第一章第二節で前述の通り、 の事例も同様に隣人関係の発露と見られる。 (観応元年三月一日条)、また自らの債権を回収した上で 顕詮と親密な関係を築いている。 【史料一】が注目される。 顕詮の老母が住んでいた。 (観応元年三月一日条) 顕詮と別の場所に住 まず、 「坊門讃州」 後者の事例で 同史料では

詮にとってかなり都合よく動いてくれていることは確かであろう。ようなことをしてくれるのかわからないのだが、行為だけを見ると、顕り出している。「西隣」の住人が判明しない以上、なぜ顕詮のためにこのさらに【史料一】では「西隣」が穢所から「別棟」に移した具足を取

は対等に近い関係であると推測される。預かり料なのかどうか不明だが、の荷物を預かっていることから(二五:二六日条、同年九月一二日条)、両者倉栖に対して酒を「献」じ(一三日条)、また倉栖が下向している間、そ倉栖、郎左衛門を「付二西小家」」ている(康永二年七月一一日条)。顕詮はなお、「西隣」との関係は不明だが、この少し前、顕詮は上洛してきた

の上に立って、緊急時の相互扶助がなされていたと思しい。 右述の如く、四条坊門第の東西には隣人関係が存在し、日常的な交流倉栖からは「ヒバリ毛馬」が顕詮に渡されたようである(七月二四日条)。

おわりに

およそ以下のような諸点が明らかになったと思う。てきた。極めて羅列的、かつ推測に満ちた記述となってしまったが、お、以上、本稿では顕詮の居住空間とその内外における社会関係を概観し

- 使用された。 や京内に出かける際の拠点として、また武士などに貸し出す用途でも で使い分けていた。前者は基本的な居宅として、後者は家族の療養所 顕詮は康永二年以降、百度大路桐房と四条坊門第の二つを用途に応じ
- ・桐房はもともと門弟の僧房であり、顕詮が移住する際に造作された施・桐房はもともと門弟の僧房であり、顕詮が移住する際に造作された施設としては厩のみ判明する。また顕詮が執行になって以降も、記録上に近い性格を有していたと思われる。
- 「家」確立を顕深期に求める瀬田勝哉説は妥当性を有する。在した(正平七年五月八日条)。しかし、顕詮は門弟の所有する僧房に居在した(正平七年五月八日条)。しかし、顕詮は門弟の所有する僧房に居っ当時社僧の住房が父子継承されるものとする観念は祇園社周辺にも存
- 看取される。 ・桐房・四条坊門第ともに、近隣と一定の隣人関係を結んでいた様子が

がどのように関わるかなど、残された課題も多いがひとまず擱筆したい。顕詮の勢力形成過程、特に門弟・坊人との関係構築と、空間の問題と

洼

- 近代日本家族の構造』(弘文堂、一九八三)など多数。
- 質」(五味文彦編『中世の空間を読む』吉川弘文館、一九九五)など多数。史研究』(思文閣出版、一九九六)、藤田盟児「鎌倉前期の侍所の場的特下の時で『日本中世の国政と家政』(校倉書房、一九九五)、元木泰雄『院政期政治「日本古代官位制度の基礎的研究」(高川弘文館、一九九一)、井原今朝男「日本古代官位制度の基礎的研究」(属間書房、一九六七)、渡辺直彦② 大饗亮『封建的主従制成立史研究』(風間書房、一九六七)、渡辺直彦
- ③ 佐藤進一『日本の中世国家』(岩波現代文庫、二〇〇七(初出一九八三))。
- 二〇〇五(初出二〇〇二))。

 ・ 告井幸男「個人的権限の顕現」(『摂関期貴族社会の研究』塙書房、
- 築学会計画系論文集』七七(六八二)、二〇一二)。 ⑤ 梶暁美「今出川殿における検非違使別当第庁始の儀式と空間」(『日本建
- 学術出版会、二〇〇四(初出一九九七・九九))。一九九二))、西山良平「平安京の〈家〉と住人」(『都市平安京』京都大学の山本幸司『穢と大祓 増補版』第五章(解放出版社、二〇〇九(初出
- 学術文庫、二〇一三(初出一九八六))。 保立道久「『彦火々出見尊絵巻』と御厨的世界」(『物語の中世』講談社
- 一九九七・九九)、同「平安京の〈門前〉と飛礫」(『同』、初出二〇〇〇)、西山良平「平安京の〈家〉と住人」(注⑦前掲『都市平安京』初出9)吉田早苗「小野宮第」(朧谷寿ほか編『平安京の邸第』望稜舎、一九八七)、

〈切出二〇〇二二〉。 大村拓生「居住形態と住民結合」(『中世京都首都論』 吉川弘文館、二〇〇六

- 教』塙書房、一九九二(初出一九八四))も参照。一三、一九七九)。平雅行「中世仏教の成立と展開」(『日本中世の社会と仏) 辻博之「中世山門衆徒の同族結合と里房」(『待兼山論叢(史学篇)』
- 書、一九八七)。勝浦令子『女の信心』(平凡社選書、一九九五)も参照。⑫ 西口順子「山・里・女人」、同「僧の「家」」(以上『女の力』平凡社選
- 二〇一二)。 | 芳澤元「室町期禅宗の習俗化と武家社会」(『ヒストリア』二三五
- 群が形成される」と指摘している。

 単位に、対し信三『院家建築の研究』(吉川弘文館、一九八一)、川上貢「中世寺別)を指摘している。

 「初出一九五三))、同『新訂 禅院の建築』(中央公論美術出版、二〇〇五)、の展開」(『中世都市の力』高志書院、二〇一〇(初出二〇〇七))。高橋氏の展開」(『中世都市の力』高志書院、二〇一〇(初出二〇〇七))。高橋氏の展開」(『中世都市の力』高志書院、二〇一〇(初出二〇〇七))。高橋氏の展開」(『中世都市の力』高志書院、二〇一〇(初出二〇〇七))。高橋氏の展開」(『中世寺院の僧房と僧団」(『中世寺院の僧団・法会・文書』東京大学出版会、二〇〇四(初出一九八九)、高橋慎一朗「寺院における僧坊とは、武士の代表・文書」を記述が、出版外に僧坊とは、当初より神社域外に僧坊とは、武士の任宅が僧坊に転用された事例を紹介し、また、一、八十、一、一、一、八十、八十、八十、川上貢「中世寺」をは、江田のでは、当初より神社域外に僧坊と、武士の任宅が僧坊に転用された事がの一、「中世寺」をは、「中世寺」とは、「中世寺」をは、「中世寺」を記述が出版が、「中世寺」をは、「中世寺」といる。
- 「白川」の異称がある理由は不明とせざるを得ない。その南を流れる川は「轟川」であると比定されており、百度大路桐房に橋」がかけられていたが、そこを流れる谷川の名称は「菊水川」、さらにの文化学』思文閣出版、二〇〇九)によれば、百度大路南端には「菊水の 下坂守「中世京都・東山の風景」(松本郁代・出光佐千子編『風俗絵画
- 仏堂の名称が「桐房」であったことを示す注記と解する。桐房で行われている事は既に言明されている。したがって当該箇所は、持⑪ 直前に「於,社家,」という記述があるので、この時の吉書が百度大路
- 観応元年六月二○日条・九月一日条・九月七日条。

南北朝期祇園社における居住と住宅

- 収大坪論文を参照のこと。からは紀氏一族ではなく社僧としての可能性をうかがわせる点は、本書所の。顕聖が通字等から顕詮の親族としての可能性をうかがわせる一方、国名
- ② 観応元年五月八日条・一二月三日条、応安四年七月一二日条。
- い。応安四年七月一四日条、同五年七月一四日条。◎ なお、顕詮の祖先の墓地は東山白毫院に存しており、第内には存在しな

- 新たな人間関係を構築する面もあったと思われる。

 ・・観応元年五月一九日に顕詮が山口弾正母儀のもとを訪れている。貸借がた観応元年五月一九日に顕詮が山口を「招請」している。こうした交流関係のし、八月一二日には顕詮が山口を「招請」している。こうした交流関係の顕詮と山口弾正左衛門は同年八月上旬に丹後所当米の件で状をやり取
- 別 川上注⑤前掲『新訂 日本中世住宅の研究』。
- いう。ここで扱う事例は正平七年よりも前であり、借住の形を取ることに平七年以前から始まる「地方」の権限拡大に応じて給付の度合いが増すと借住・接収・寄宿・鎌倉期からの相伝といった方法によって確保され、正一九九八)。なお、氏に拠れば在京武士の第宅は、将軍からの給付・買得・② 田坂泰之「室町期京都の都市空間と幕府」(『日本史研究』四三六、

和感は感じない。

四〇

》川上注⑮前掲『新訂 禅院の建築』

参照

- 月二七日条など。 康永二年七月二四日条、応安五年七月二二日条・一一月三〇日条・一二
- 書五四・五七・五八・六二など。 康永二年八月二○日条、応安五年八月二一日条・「社家記録」巻一裏文
- 応安五年七月一九日条・一二月二一日条・「社家記録」巻五裏文書二三八。
- 年八月一日条などでも行われている。 用件の聴取は観応元年一〇月七・八日条、正平七年四月四日条、応安四
- 『民経記』貞永元年閏九月五日条参照。
- 条・五月一二日条・六月一三日条・応安五年九月二二日条。 ⑤ 貞和六年正月二〇日条・二四日条・二月二日条・観応元年三月一〇日

- ∞ 「障子ノ骨」とあるので襖障子か。
- ③ 出自等は不明だが、妙浄と関連して正親町女房と前って顕詮になろう(同年一〇月二八・二九日条)。尊命殿と正親丁女房は揃って顕詮が来た時には大概妙浄が酒を出しているので(貞和六年正月二七日条・二月八日条・観応元年一〇月二〇日条)、妙浄の姉妹と思しい。そのように考えてよければ、妙浄が単独で「正親丁」に行って泊り、翌日顕詮が赴い考えてよければ、妙浄が酒を出しているので(貞和六年正月二七日条・二月八日条・観応元年一〇月二八・一九日条)、顕詮が「正親丁」の「尊命で、「の一日条・観応元年一〇月二八・二九日条」。 尊命殿と正親丁女房は揃って顕詮が赴いることをは、「の一十一〇月二八・二九日条」。 尊命殿と正親丁女房は揃って顕詮が表しているほか(観妙浄の看病に泊まり込みで当たったり薬代を負担したりしているほか(観妙浄の看病に泊まり込みで当たったり薬代を負担したりしているほか(観楽)といるので、「の一十一〇月二八・二九日条」。 尊命殿と正親丁女房は揃って顕詮が来た時には流がから、「の一十一〇月二八・二九日条」。 尊命殿と正親丁女房は揃って顕詮が来た時には、「の一十一〇月二八・二九日条」。 曹命殿と正親丁女房は揃って顕詮が来たいるので、「の一十一〇月二八・二九日条」、「の一十一〇月一〇月)にないる。

- の酒宴に来たこともあり(同年二月二二日)、夫婦の可能性が高い。
- における女性のネットワークの存在を示す事例といえよう。 浄の本復・移住を事前に知っていて桐房に届けたのだとすれば、山門周辺くるが、それとともに「女房方」から妙浄に対しても瓜が届けられた。妙⑪ 観応元年七月二日条。なお、この日坂本から顕詮のもとに瓜が送られて
- 辻注⑪前揭論文。
- を参照。 ⑭ 『新修八坂神社文書』一七。具体的な位置については下坂注⑯前掲論文
- 》「祇園社文書目録」(『八坂神社文書』五)。
- 》『三鳥居建立記』貞治四年四月一二日条。
- ろうか。 男」左衛門二郎は、名前からみてやや上のクラス、中間にあたることにな男」左衛門二郎は、名前からみてやや上のクラス、中間にあたることになて、恐らく下部クラスに当るのだろう。なお、同一一日条に見える「新参り顕詮に「奉公」「供奉」するようになった事情が記される。名前からし級 観応元年六月八日条~一一日条にかけて、「竹一」が罪を許される代わ
- 状だとすると、下女雇用の経緯を示す史料となり得る。候ハヾ、めし候て、御らん候べく候」とある。これが顕詮に宛てられた書みやつかいのためにとて、のぼりて候。もしねうばうたちばし御ようにもの「社家記録」裏文書二一三所載氏名未詳書状に、「ゐ中よりわかき人のの「社家記録」裏文書二一三所載氏名未詳書状に、「ゐ中よりわかき人のの
- 〕 辻注⑪前揭論文。
-) 大村注⑨前揭論文。

- 53 野地注②前揭論文。
- て「讃州」「讃岐」が所見する。観応元年三月一四日条~八月二二日条では近江国十二条郷の件に関わっ石女の借銭の件では、銭主が「讃州」「坊門讃州」とされている。また、正平七年正月二二日条~二月十日条で問題になっている宮籠一和尚本
- 西山注⑨前掲論文。
- 月五日条)、病状について顕詮への報告を行っている(同年五月二五日条)。 奉仕とみられる動きをしている。まず「讃州」は、顕詮の必要経費を用立 条)。注例に述べた通り両者は混用されているのだが、いずれも顕詮への 年四月一四日条)。「讃岐」にも状を「遣」わす記事がある(同年八月五 月二五日条)、顕詮からは讃州方に薬の用途を「遣」わしている(観応元 詮宅に「来」ており(康永二年七月二二日条・九月二二日条・観応元年五 二二日条)。そのほか「讃岐」は顕詮の花見に同道し(観応元年三月一日 使者として用いられ(観応元年四月二一日条・五月六日条・七月一四日 は医師との取次ぎを行い(同年二月一七日条・四月三・一四・二三日条・五 歓待の酒を振る舞い(貞和六年正月二七日条)、また妙浄の看病に際して 日条)、妙浄に関連して所見する例が多い。即ち妙浄とともに正親町女房 近江国十二条郷に下向しているほか(同年三月一四日条・六月二七・二八 て(康永二年八月一二日条)、赤舌講を勤仕し(観応元年七月二九日条)、 「岐」が見える)。「讃岐」は下人を抱えていたことも判明する(同年八月 |二|日条)。 なお、「讃州」「讃岐」も顕詮とは別の場所に住んでいた。「讃州」は 方「讃岐」は、顕詮のために沽却状を作成し(康永二年八月九日条)、 顕詮の百種茶にも参加していると見られる(康永二年九月九日条に 近江国十二条郷事にも関わっている(同年七月七日条・八月五日・
- 員奨励費)による成果の一部である。(付記)本稿は平成二十五年度文部科学省科学研究費補助金(特別研究

(日本学術振興会特別研究員)